

作成日 2001年 3月 26日
改訂日 2023年 4月 1日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 プライマー No.79 硬化剤

供給者の会社名称 シーカ・ジャパン株式会社

住 所 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー7F

担当部門 オペレーションズ&サプライチェーン Q-EHS

電話番号 0463-31-2772

FAX番号 0463-31-2769

整理番号 3009-R8

推奨用途及び使用上の制限事項 一般工業品（業務用）

2. 危険有害性の要約

最重要危険有害性 引火性の高い液体及び蒸気

化学品のGHS分類：

物理化学的危険性	引火性液体	区分 2
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分 4
	急性毒性（経皮）	区分 5
	急性毒性（吸入：蒸気）	区分 4
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分 4
	皮膚腐食性・刺激性	区分 1
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 1
	皮膚感作性	区分 1
	生殖細胞変異原性	区分 2
	生殖毒性	区分 1 A
	生殖毒性・授乳影響	授乳に対するまたは授乳を介した影響に関する追加区分
	特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分 1（中枢神経系）、
		区分 2（呼吸器系、腎）
		区分 3（麻酔作用）
	特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分 1（神経系、肝臓、腎、甲状腺）
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分 2
	水生環境慢性有害性	区分 3

※記載がない項目は、分類基準に該当しない。（分類できない、区分に該当しない）

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語： 危険
危険有害性情報： 引火性の高い液体及び蒸気
飲み込んだり吸入すると有害
皮膚に接触すると有害のおそれ
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
眠気又はめまいのおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
授乳中の子に害を及ぼすおそれ
中枢神経系の障害
呼吸器系、腎の障害のおそれ
長期にわたる又は反復暴露による神経系、肝臓、腎、甲状腺の障害
水生生物に毒性
長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き：
《安全対策》 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること／アースをとること。
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
火災を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
妊娠中／授乳期中は接触を避けること。
取り扱い後は手を良く洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
環境への放出を避けること。
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
《応急措置》 飲み込んだ場合：気分が悪い時は医師に連絡すること。
飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと／取り除くこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。／医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪いときは、医師に連絡すること。／医師の診断、手当てを受けること。
口をすすぐこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。
 汚染された衣服を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 火災の場合：消火するために二酸化炭素、粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤を使用すること。

《保管》 換気の良いところで保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。
 《廃棄》 内容物／容器を、国際／国／都道府県／市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
 化学名又は一般名 : プライマー

成分	含有量 (wt%)	官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	CAS 番号	化学物質管理促進法 (P R T R)	労働安全衛生法 第 57 条の 2 通知対象物
脂肪族ポリアミン混合物	10～15	登録済	非公開	対象外	対象外
トルエン	35～40	(3)-2	108-88-3	第一指定化学物質 政令番号 第 300 号	政令番号 第 407 号
メチルエチルケトン	35～40	(2)-542	78-93-3	対象外	政令番号 第 570 号
p-tert-ブチルフェノール	5～10	(3)-503	98-54-4	第一指定化学物質 政令番号 第 368 号	対象外
ベンジールアルコール	1～2	(3)-1011	100-51-6	対象外	対象外
m-キシレンジアミン	4～6	(3)-308,2888	1477-55-0	対象外	政令番号 第 555 号
フェノール	0.5～1	(3)-481	108-95-2	第一指定化学物質 政令番号 第 349 号	政令番号 第 474 号

4. 応急措置

吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪い時は医師を呼ぶこと

皮膚に付着した場合 : 直ちに、すべての汚染された衣類を脱ぎ去ること。
 多量の水または石けん水で十分に洗い落とす。
 脱いだ衣類を再使用する前に洗濯し汚染除去すること。
 皮膚刺激があれば、医師の手当、診断を受けること。

眼に入った場合 : 洗浄な流水で最低 15 分間目を洗浄する。
 洗顔の際、眼球とまぶたの隅々まで洗浄する。
 コンタクトレンズは固定していない限り取り除いて洗浄する。
 眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受ける。

飲み込んだ場合 : 吐かせる。ただし、嘔吐物が気管に入らないように身体を斜めにする。

ただちに医師の診断、手当てを受ける。

水でよく口の中を洗わせてもよい。

意識がない被災者には、口から何も与えてはならない。

最も重要な兆候及び症状 : 高濃度では、目、鼻、のどに軽度の刺激、無気力感、気、視神経障害、意識喪失、肺水腫。長期ばく露では、皮膚刺激、炎症。吸気で

- 封じ込め及び浄化方法
機材 : 危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
関係箇所に通報し応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : 適切な保護手袋、衣類及び眼、顔面用の保護具を着用すること。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。-禁煙。
「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
静電気対策を行う。作業着、作業靴は導電性のものを用いる。
取扱い作業場の電気設備は、防爆構造とし、機器類は接地する。
- 局所排気・全体換気 : 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なう。
- 安全取扱い注意事項 : 接触、吸入又は飲み込んで서는ならない。
取扱い後はよく手を洗うこと。
蒸気を吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- 接触回避 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。

保管

- 技術的対策 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。-禁煙。
容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。
- 保管条件 : 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。
酸化剤から離して保管する。
容器は直射日光や火気を避けること。
指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。
施錠して貯蔵すること。
- 混触危険物質 : 「10. 安定性及び反応性」を参照。
- 容器包装材料 : 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
- その他、消防法、労働安全衛生法等の法令に定めるところに従う。

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 20ppm (トルエン)
200ppm (メチルエチルケトン)
設定されていない (その他の成分)

許容濃度 (ばく露限界値、生物学的ばく露指標) :

トルエン	日本産業衛生学会 (2018 年度版)	50ppm
	ACGIH (2017 年度版)	TLV-TWA 20ppm
メチルエチルケトン	日本産業衛生学会 (2018 年度版)	200ppm
	ACGIH (2017 年度版)	TLV-TWA 200ppm

フェノール	日本産業衛生学会（2018年度版） ACGIH（2016年度版）	5ppm TLV-TWA 5ppm
設備対策	: 製造業者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気の発生源を密閉する設備又は局所排気を設ける。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。	
保護具	呼吸器用の保護具 : 有機ガス用防毒マスク 手の保護具 : ゴム手袋 眼の保護具 : 側板付き普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡 皮膚及び身体の保護具 : 作業衣、安全靴	
衛生対策	: 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。 取扱い後はよく手を洗うこと。	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態	: 液体
色	: 淡黄色
臭い	: 溶剤臭
融点／凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: 80°C（メチルエチルケトン、沸点
可燃性	: データなし
爆発限界及び爆発上限界／可燃限界	: データなし
引火点	: -9°C（メチルエチルケトン）
自然発火点	: 400°C以上
分解温度	: データなし
pH	: 該当せず
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール／水分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 0.85～0.90 g/cm ³ （23°C）
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	: 加熱すると激しく燃焼、爆発することがある。
危険有害反応性可能性	: 強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険性をもたらす。
避けるべき条件	: 水、アルコール、強酸化剤、強アルカリ。
混蝕危険物質	: フレーム及びスパーク発生装置から遠ざける。
危険有害な分解生成物	: 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素。
その他	: 特になし

1 1. 有害性情報

急性毒性（経口）	: 既知の成分の計算結果が区分4に該当
急性毒性（経皮）	: 既知の成分の計算結果が区分5に該当
急性毒性（吸入：ガス）	: データなし
急性毒性（吸入：蒸気）	: 既知の成分の計算結果が区分4に該当
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	: 既知の成分の計算結果が区分4に該当
皮膚腐食性／刺激性	: 既知の成分の計算結果が区分2に該当
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 既知の成分の計算結果が区分2Aに該当
呼吸器感作性	: 既知の成分の計算結果が区分1に該当
皮膚感作性	: 既知の成分の計算結果が区分2に該当
生殖細胞変異原性	: 既知の成分の計算結果が区分2に該当
発がん性	: 既知の成分の計算結果が区分1に該当
生殖毒性	: 既知の成分の計算結果が区分1Aに該当
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	: 既知の成分の計算結果が区分1に該当。 (中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) 既知の成分の計算結果が区分3に該当。 (麻酔作用)
特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）	: 既知の成分の計算結果が区分1に該当。 (神経系、呼吸系) 既知の成分の計算結果が区分2に該当。（腎）
誤えん有害性	: データなし

1 2. 環境影響情報

水生毒性	
水生環境有害性 短期（急性）	: 既知の成分の計算結果が区分2に該当
水生環境有害性 長期（慢性）	: 既知の成分の計算結果が区分3に該当
残留性・分解性	: データなし
生態蓄積性	: データなし
土壤中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

1 3. 廃棄上の注意

産業廃棄物（廃油と廃プラスチック類の混合物）として許可を受けた専門業者に処分を委託する。
空容器を廃棄するときは、内容物を完全に除去しておく。

1 4. 輸送上の注意

国連分類	: クラス3（引火性液体、容器等級：Ⅱ）
国連番号	: 1133（接着剤（引火性液体を含有するもの））
国内規制	

陸上輸送 : 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送 : 船舶安全法に定められている運送方法に従う。

航空輸送 : 航空法に定められている運送方法に従う。

輸送の特定の安全対策及び条件 :

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に
行なうこと。

火気厳禁。

1 5. 適用法令

化学物質管理促進法：第 1 種指定化学物質

政令番号 第 300 号 トルエン

政令番号 第 80 号 キシレン

政令番号 第 53 号 エチルベンゼン

安全衛生法：名称等を通知すべき有害物質（法第 5 7 条の 2、施行令第 1 8 条の 2 別表第 9）

政令番号 第 407 号 トルエン

政令番号 第 570 号 メチルエチルケトン

政令番号 第 136 号 キシレン

政令番号 第 70 号 エチルベンゼン

名称等を表示すべき有害物（施行令第 1 8 条）

トルエン、メチルエチルケトン、キシレン、エチルベンゼン

第 2 種有機溶剤（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号）

危険物：引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号）

消防法：危険物第 4 類第一石油類（非水溶性液体）危険等級 II（指定数量 200L）

船舶安全法：引火性液体類

航空法：引火性液体

毒物及び劇物取締法：該当せず

1 6. その他の情報

ホルムアルデヒド放散量区分：（日本シーリング材工業会）ホルムアルデヒド汚染対策のための自主管理規定 JSIA-027024 F☆☆☆☆

本データシートは、日本工業規格 Z 7253:2019「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」（以下「JIS」という）に準じて作成されており、用語の定義は、JIS に従っています。

本データシートは製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で弊社の有する情報を取扱事業者提供するものです。

取扱事業者は自らの責任において各々の実体に応じた適切な処置を講ずることが必要です。

記載内容は現時点で入手できる資料/情報/データに基づいて作成しております。しかし含有量、物理化学的性質、危険有害性等に関してはいかなる保障をなすものではありません。

関連する新しい情報を入手した場合、本 SDS は改訂されることがあります。また注意事項は通常取扱いを対象にしたもので、特別な取扱いをする場合には用途/用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。